

板橋区リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防推進事業実施要綱

(平成30年3月6日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防推進事業(リハビリテーション専門職を活用して、地域において高齢者が筋力トレーニング等を行うことを通じて介護予防を推進するグループを支援する事業をいう。以下「事業」という。)を実施することにより、介護予防につながる地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第2条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民主体型介護予防グループ(地域において主体的に介護予防に関する活動を行うグループをいう。以下同じ。)の立ち上げに関すること。
- (2) 住民主体型介護予防グループの継続に関すること。
- (3) 住民主体型介護予防グループのリーダー育成に関すること。
- (4) 住民主体型介護予防の普及啓発に関すること。

(実施場所)

第3条 事業は、住民主体型介護予防グループの活動場所又はおとしより保健福祉センターその他の区内公共施設で行う。

(リハビリテーション専門職の派遣)

第4条 区は、住民主体型介護予防グループを支援するため、住民主体型介護予防グループの活動場所等へリハビリテーション専門職を派遣する。

(リハビリテーション専門職の登録資格)

第5条 前条の規定により区が派遣するリハビリテーション専門職として登録できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を有すること。
- (2) 板橋区地域リハビリテーション活動支援事業又は住民主体型介護予防推進事業への参加又は協力の実績があること。

(リハビリテーション専門職の登録)

第6条 登録しようとするリハビリテーション専門職は、「リハビリテーション専門職登録申請書」(別記第1号様式)により区長に登録を申請するものとする。

2 登録の有効期間は、登録の日から当該登録の日が属する年度(以下「登録年度」という。)

の末日までとする。ただし、登録したリハビリテーション専門職（以下「登録リハビリテーション専門職」という。）から「リハビリテーション専門職登録辞退届」（別記第2号様式）による登録辞退の申出が無い場合は、登録年度の翌年度以降、1年度ずつ登録の有効期間を延長できるものとする。

（登録内容の変更）

第7条 登録リハビリテーション専門職は、登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに「リハビリテーション専門職登録内容変更届」（別記第3号様式）により区長に届け出るものとする。

（登録リハビリテーション専門職の業務）

第8条 登録リハビリテーション専門職の業務は、次に掲げるものとする。

- （1）住民主体型介護予防の目的、方法等の説明
- （2）高齢者の筋力トレーニングに関する助言及び指導
- （3）運動、口腔、認知機能低下等、介護予防に関する助言及び指導
- （4）住民主体型介護予防グループの運営に関する助言
- （5）前各号に掲げるもののほか介護予防に関すること。

（服務）

第9条 登録リハビリテーション専門職は、業務の遂行にあたり、各高齢者の心身機能の状態を見極め、安全を確認した上で業務を行わなければならない。

2 登録リハビリテーション専門職は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。登録の辞退を申し出た後も同様とする。

（登録リハビリテーション専門職派遣の実施方法）

第10条 区が登録リハビリテーション専門職を派遣する方法は、次のとおりとする。

- （1）区は、住民主体型介護予防グループから登録リハビリテーション専門職の派遣について事前に予約を受け付け、登録リハビリテーション専門職の中から派遣する者を決定する。
- （2）派遣された登録リハビリテーション専門職は、派遣された日の属する月の末日までに「リハビリテーション専門職出前講座実施報告書」（別記第4号様式）を健康生きがい部おとしより保健福祉センターへ提出する。

（謝礼）

第11条 区は、派遣された登録リハビリテーション専門職に対し、謝礼を支払うことができる。

(担当)

第12条 事業は、健康生きがい部おとしより保健福祉センターが実施する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

リハビリテーション専門職 登録申請書

(宛先) 板橋区長

年 月 日

【登録ナンバー： 】

ふりがな 氏名		生年月日 年 月 日	年齢 歳
住所 (自宅)	〒	電話(携帯)	
所属先	病院名・科等		
	住所	電話	
免許 資格	該当する職種にチェックし、登録ナンバーを記入してください。 <input type="checkbox"/> 理学療法士(免許証登録番号：) <input type="checkbox"/> 作業療法士(免許証登録番号：) <input type="checkbox"/> 言語聴覚士(免許証登録番号：)		
過去一年間に 板橋区事業への 参加・協力の実績 (数字に○を付け てください)	1. 高齢者の暮らしを拓げる10の筋トレ 2. 介護予防・プラス講座または介護予防・プラス出前講座 3. 板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議 4. 地域リハビリテーションサービス調整会議 5. その他()		

(提出先) 板橋区健康生きがい部おとしより保健福祉センター

リハビリテーション専門職 登録辞退届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

登録ナンバー

氏 名

下記のとおり、リハビリテーション専門職の登録を辞退するため、届出をいたします。

記

1 辞退日 年 月 日

2 辞退理由

リハビリテーション専門職 登録内容変更届

(宛先) 板橋区長

登録ナンバー： _____

氏名 (登録時)： _____

登録した内容を下記のとおり変更いたします。

年 月 日

ふりがな 氏名		生年月日 年 月 日	年齢 歳
住所 (自宅)	〒	電話 (携帯)	
所属先	病院名・科等		
	住所	電話	
免許 資格	該当する職種にチェックし、登録ナンバーを記入してください。 <input type="checkbox"/> 理学療法士 (免許証登録番号：) <input type="checkbox"/> 作業療法士 (免許証登録番号：) <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 (免許証登録番号：)		
過去一年間に 板橋区事業への 参加・協力の実績 (数字に○を付け てください)	1. 高齢者の暮らしを拓げる10の筋トレ 2. 介護予防・プラス講座または介護予防・プラス出前講座 3. 板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議 4. 地域リハビリテーションサービス調整会議 5. その他 ()		
その他			

※変更する項目のみご記入ください。

(提出先) 板橋区健康生きがい部おとしより保健福祉センター

リハビリテーション専門職 出前講座実施報告書

(宛先) 板橋区長

	報告日	平成 年 月 日
報告者	(氏名)	
	(所属)	
講座名		
団体名		
実施日時	平成 年 月 日 () : ~ :	
実施場所		
参加人数	人	
講座内容		
備考 伝達事項など		

※出前講座実施後すみやかにご提出ください。
(提出先) 板橋区健康生きがい部おとしより保健福祉センター